

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瀬戸内市長 黒石 健太郎

| | | |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 瀬戸内市 (33212) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 長船地域 (美和、国府、行幸) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年11月27日 | |

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域においては、75歳以上の農業者の耕作する面積が、全体の4割となっており、地域内外の担い手への集積が急務となっている。
 地域内の各地区における状況としては、基盤整備の進んでいる国府地区については、担い手への集積が進んでおり、引き続き、担い手への集積・集約を進める必要がある。
 その他の地区については、基盤整備が進んでおらず、大規模農業者への集積が難しく、地域における共同活動による農地及び農業インフラの維持・管理を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

○国府地区について、基盤整備実施済みの農地は、担い手への更なる集積・集約を推進する。
 また、基盤整備のできていない農地については、地域の共同活動による農地及び農業インフラの維持・管理体制を検討する。
 ○美和・行幸地区については、担い手への集積を進めるとともに、地域の共同活動による農地及び農業インフラの維持・管理体制を検討する。
 ○基幹作物である稲作について、新たに農業経営を営もうとする担い手の受入、経営継承及び農地の集積・集約化を重点的に進め、農業協同組合等と連携しつつ、栽培技術の指導や販路の確保を行い、安定的な経営を行えるようにする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 601.14 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 561.50 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地で農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 担い手を中心とした集積・集約化について、農業委員会委員や農地利用最適化推進員の農地相談員等と調整をしつつ進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農地を集約するに当たっては、地域の農地所有者の協力を得つつ、また受けてとなる担い手の経営意向を踏まえた上で、中間管理機構を介した貸し付けを進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農業の生産効率の向上や農用地の集積等を図るため、地域の意向を尊重しつつ取り組みを進める。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 地域内外から多様な経営体を募り、担い手として育成していくため、普及、JA及び市等で連携しつつ、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内での農作業の効率化を図るため、(一財)瀬戸内市振興公社等が実施する農作業委託(水稻の播種・育苗等)の活用を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策
瀬戸内市有害鳥獣被害防護柵設置事業等を活用し、捕獲・防護・環境整備の3つを軸に、地域ぐるみでの被害防止対策を実施する。
- ③スマート農業
担い手不足や高齢化が深刻化する中、生産水準の維持・向上を図るため、農作業の効率化等に資する農業技術の検討を行う。
- ⑤果樹
高齢化による産地の維持が懸念される中、県、市、JA等と連携し、新規就農者への必要なサポートを行う。また、畑地における果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備を計画的に講じる。
- ⑦保全・管理等(耕作放棄地の解消)
高齢化等の労働力不足から発生する耕作放棄地について、瀬戸内市振興公社による生き生き農地再生事業(単市事業)等の活用により農地を再生し、中心的経営体を中心に活用を図る。
- ⑦保全・管理等(直接支払制度の活用)
大規模な担い手への集約が困難な中山間地域等については、「中山間地域等直接支払交付金」「多面的機能支払交付金」等の「日本型直接支払制度」の活用により、地域での維持体制を確立する。
- ⑨耕畜連携
畜産農家及び耕種農家の生産コストが上昇し経営を圧迫する中、堆肥・肥料及び水田飼料作物の活用による低コスト生産の推進等を図る。